

社会福祉法人日本盲人福祉委員会  
理事長 竹下 義樹 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 6 年 5 月 15 日までに報告されたい。

## 記

### 1 法人運営について

#### (1) 計算書類等の承認及び事業報告書の附属明細書について

社会福祉法第 45 条の 28 及び 30 の規定により、計算書類（本体（各号第一様式～第四様式）及び注記）及びその附属明細書については、理事会の承認を受け、理事会の承認を受けた計算書類について定時評議員会の承認を受けなければならないが、貴法人では、計算書類本体の一部しか理事会及び定時評議員会に諮られておらず、その他の計算書類等は承認を受けていないため、法令で理事会及び定時評議員会の決議が求められている計算書類等について漏れなく決議に諮り、承認を受けること。

また、社会福祉法第 45 条の 27 及び 28 の規定により、事業報告及びその附属明細書については、毎会計年度終了後三月以内に作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、貴法人では、事業報告の附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。

(2) 理事会の出席状況について

理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫するなど欠席者が出ないように理事会を招集すること。

(3) 評議員の報酬について

定款第8条において「評議員の報酬については、支給しない」旨規定されているにも関わらず、評議員の報酬が支給されている事実が確認されたため、定款変更等の必要な手続きを行うこと。

(4) 評議員会の開催について

評議員会の開催に当たり、招集通知に記載しなければならない事項が理事会の決議を経ておらず、評議員会の日の1週間前までに書面で招集通知を発していない事例が見受けられたため、今後、理事会の決議を経るとともに、招集通知の発出期限を遵守すること。

(5) 登記について

登記しなければならない事項（理事長選任後の登記及び資産の総額の登記）について、期限までになされていないことが認められたので、今後は、組合等登記令第3条第1項及び第3項の規定に基づき、期限内に登記を行うこと。

2 会計管理について

(1) 資金収支予算書について

理事会には事業区分ごとの資金収支予算書を提示して承認を受けているが、予算管理の単位は、拠点区分ごとであるため、拠点区分ごとの資金収支予算書を理事会に提示したうえで、承認を受けること（貴法人は、社会福祉事業区分に2拠点区分、公益事業区分に2拠点区分が設けられている）。

## (2) 経理規定の遵守について

経理規程について、以下のとおり遵守されていないため、遵守すること。また、経理規程の記載内容に以下のとおり不備が認められるため、是正すること。

### ○規程不遵守

- ・ 会計伝票は会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならないとされているが、承認印等がなされていない（第13条）。
- ・ 月次試算表を理事長に提出することになっているが、提出されていない（第32条）。
- ・ 2次補正予算（情報収集及び提供事業）修正が組まれているが、理事会での承認を得ていない（第21条）。
- ・ 固定資産について、実地棚卸がなされていない（第54条）。

### ○規程作成不備

- ・ 作成すべき計算書類や附属明細書について、「下記計算書類」「作成する書類は下記とする」と記載されているが、具体的な書類名が記載されていないため、事務職員は作成すべき書類を把握できていない（第4条）。
- ・ 作成すべき会計帳簿の規定に、補助簿が具体的に書かれていない（第12条）。
- ・ 決算の注記事項に、「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が記載されていない（第62条）。

## (3) その他積立金について

貸借対照表に「その他積立金」という勘定科目で積立金が計上されているが、積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付すこと。

### 【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課  
法人指導監査官 平田 薫  
社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子  
TEL 03-5253-1111 (内線2869)  
MAIL hirata-kaoru@mhlw.go.jp  
nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp